

落札者決定基準

落札者の決定は、以下により提案書の内容と入札価格を総合的に評価して行う。

1 落札者

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した者について提案書の内容を評価し、3の方法により算定した「総合評価値」が最も高い者を落札者とする。

2 評価

提案書の評価は、宮崎県防災救急ヘリコプター機種選定委員会において行う。

3 総合評価値の算定方法

(1) 算定式

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{提案書の評価点 (150点満点)}}{\text{入札価格}}$$

(2) 提案書の評価点

別紙「宮崎県防災救急ヘリコプター提案書の評価基準及び評価点」のとおり

4 総合評価値が同点の場合の落札者の決定方法

最も高い総合評価値を得た参加者が2者以上あるときは、提案書の評価点の合計が最も高い者を落札者とする。

宮崎県防災救急ヘリコプター提案書の評価基準及び評価点

項目		評価基準			
1	運航の安全確保 (10点)	(1)	運航の安全のために国から求められるている装備・装置・資機材等について (10点)	次の装備の装備状況及び機能について評価 ア 消防防災ヘリコプターの運用に関する基準（令和元年消防庁告示第4号）の別表第1及び第2に記載されている装備のうち、本県が指定する装備 イ 航空法施行規則第145条で定める計器飛行を行うための装備	10点
2	本県の航空消防活動に求められる機体性能等 (90点)	(1)	全ての航空消防活動において求められる機体性能等について (25点)	ア 現行機を基準として、場外着陸場（傾斜地）への着陸限度を評価	5点
				イ 現行機を基準として、エンジン再始動時の排温制限（クーリングモード）機能について評価	5点
				ウ 現行機を基準として、客室内での航空隊員の活動のしやすさを評価	15点
		(2)	救助活動において求められる性能 (15点)	ア 現行機を基準として、目的地への到着時間の早さについて評価	5点
				イ 現行機を基準として、機体に装着するホイストの巻き上げ、降下について評価	10点
		(3)	指定された県内外屋上ヘリポートにおける救急活動において求められる性能（災害時医療、特殊な疾病の医療を含む） (30点)	ア 現行機を基準として、目的地への到着時間の早さについて評価	5点
				イ 想定される3つの救急活動において、病院屋上HPに着陸できるかについて評価	15点
				ウ 想定される3つの救急活動において、無給油で指定された場所に着陸できるかについて評価	10点
		(4)	火災防衛活動において求められる性能 (10点)	ア 60分間における総散水量の多さについて評価	10点
		(5)	提案するヘリテレカメラの性能 (10点)	ア 現行機を基準として、ヘリテレカメラの撮影能力等について評価	5点
イ 地図合成装置（GEAR）とヘリテレカメラとの組合せについて評価	5点				
3	防災救急ヘリコプターの組立に係る能力（整備体制等） (10点)	(1)	航空法で定める必要な資格及び機体製造会社CSFの取得状況 (2点)	ア 受注した機体の組立又は改造を行う者（委託する場合は、その委託先）が航空法で定める提案機体の装備品修理改造認定を取得しているかについて評価 イ 組立等を行う工場が、機体製造業者の認定整備工場となっているかについて評価	1点 1点
			(2)	航空機の組立及び改造を行うための整備体制及び従事者の資格状況 (5点)	ア 作業場は、組立及び改造を行うために十分な面積を有しているかを評価
		イ 年間の整備処理能力及び納期までに納入できるかを評価			
		ウ 過去に航空法第20条に規定する業務停止命令（一部を含む）を受けていないかを評価			
		エ 過去の契約で納期の遅延が起きていないかを評価			
オ 組立及び改造を行える組織体制かを評価					
(3)	入札公告日を基準日とし、過去10年間におけるヘリの新規組立又は組立後の改造の納入実績 (3点)	ア 過去に新規組立又は組立後の改造を実施した機体の納入実績を評価	3点		
4	納入後の耐空性の維持 (30点)	(1)	航空機及び主な装備品の製造者の定めたメンテナンスマニュアル等に基づく定期点検及び耐空検査等に要する時間	ア 運行開始から10年目の想定で、300時間/年運航した場合のメンテナンスマニュアルに基づく各種点検の延べ検査時間（運航休止間）の短さを評価	10点
			(2)	維持管理費用について	イ 1年間（300時間）の航空燃料使用量について評価
		(3)	製造者の定めたメンテナンス・マニュアル等に基づくオーバーホール	ア ①エンジン、②トランスミッション、③ブレード、④機体について、製造者の定めたメンテナンス・マニュアルに基づくオーバーホール点検時間について評価	10点
				イ ①エンジン、②トランスミッション、③ブレード、④機体について、製造者の定めたメンテナンス・マニュアルに基づいて自社等でオーバーホールが可能かについて評価	
(4)	部品の供給体制	ア 部品の納期、国内や国外の部品供給体制について評価	5点		
5	納入後の安定運航 (10点)	(1)	機体納入後の研修体制及び相談体制	ア 機体納入後における、操縦士及び整備士、航空隊員への研修体制及び機体不具合時の相談体制を評価	10点

合計：150点